2026年11月13日

各　位

会　　社　　名　中央自動車工業株式会社
代　表　者　名　代表取締役社長 坂田 信一郎
（コード番号 8117　東証スタンダード市場）
問　　合　　せ　常務取締役総務本部長 住吉 哲也
（TEL 06－6443－5192）

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）処分期日	2026年12月３日
（２）処分する株式の種類および数	普通株式135,100株
（３）処分価額	１株につき1,982円
（４）処分総額	267,768,200円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ＥＳＯＰ信託口）
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております

２．処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

ＥＳＯＰ信託の概要については、本日付で公表いたしました「株式付与ＥＳＯＰ信託導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、ＥＳＯＰ信託の導入に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ＥＳＯＰ信託契約（以下「本信託契約」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 60,060,000 株に対し 0.22%（小数点第３位を四捨五入、2026 年９月 30 日現在の総議決権個数 548,508 個に対する割合 0.25%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い一定の要件を充足した従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿い、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 11 月 12 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である 1,982 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役全員（４名）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以　上